

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年5月29日

令和2年12月16日改訂

令和4年8月5日改訂

令和5年2月17日改訂

厚生労働省参事官（能力評価担当）

技能検定の実施に当たっては、令和2年5月に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等として、「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（令和2年5月29日付け厚生労働省参事官（能力評価担当）通知）を取りまとめ、同年12月及び令和4年8月に改訂してきたところ、その後の感染状況や新たな知見を踏まえ、今般、同ガイドラインを改訂しましたので、技能検定試験を実施する機関（以下「試験実施機関」という。）においては、これを参考に、引き続き感染防止対策の下での安全な技能検定の実施を図るよう適切な対応をお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、変更があり得ることに御留意ください。

<技能検定ガイドラインにおいて取り組むべき具体的な事項>

- 1 基本的な感染対策
- 2 受検申請時の対応
- 3 定期試験時の対応
- 4 技能検定関係者の健康管理
- 5 その他

1 基本的な感染対策

マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発出された後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づく感染対策は重要であり、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。

2 受検申請時の対応

新型コロナウイルスの感染や濃厚接触等により、受検の自粛を要請する場合は

あることに理解を求めること。

3 定期試験時の対応

- (1) 試験日前に新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日当日が療養期間中の者への自粛要請
受検させることは適当でないため、受検の自粛を要請すること。
- (2) 受検者、検定委員及び補佐員等（以下「受検者等」という。）への依頼事項
- ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力
 - イ 会場内でのマスクの着用等
 - ・マスクの着用等については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
 - ・試験実施機関は、「三つの密」の回避等により、マスクの着用を個人に委ねることのできる環境の整備に努めた上で、感染対策上又は試験実施上の理由等により必要がある場合においては、受検者又は技能検定員にマスクの着用を求めることとして差し支えない。
 - ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- (3) 試験会場での対応
- ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。
 - イ 試験実施機関は、必要に応じて検温を実施するなど、受検者等の健康状態を確認すること。
 - ウ 受検者等に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者等の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検等の自粛を申し入れること。
 - エ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めることとし、必要に応じ「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日付、新型コロナウイルス感染症対策分科会）も参考にすること。
 - オ 試験の配席・配置に当たっては、必要な間隔を取るよう配席・配置を行うこと。
 - カ 共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。
 - キ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。
 - ク 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、

退室を一斉に行わせないこと。

4 技能検定関係者の健康管理

(1) 都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関

都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関は、技能検定に関する業務に従事する職員等の健康管理に努め、その業務において新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを減少させる取組を行うこと。

また、職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者となった場合等を想定した技能検定の実施体制を検討しておくこと。

(2) 職員等

技能検定に関わる都道府県職員、都道府県職業能力開発協会職員、指定試験機関職員、検定委員及び補佐員等は、自身の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。

5 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し療養者となった受検者や濃厚接触者に該当するなどして受検の自粛を要請する場合の取り扱いについては、受験申請時に案内するなど受検者の理解を得るよう努めること。

(2) なお、試験実施機関の判断により、受検手数料の返還や次回試験への振替等の措置を講じても差し支えない。

(3) 本ガイドラインは、令和5年3月13日以降に実施する技能検定試験に対して適用する。

(4) また、適用日以前に試験実施内容を決定した試験については、従前の考えにより試験を実施しても差し支えない。